

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

諸 塚 村

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 現況

諸塚村は、宮崎県の西北部、耳川の上流域で九州山脈の中に位置し、諸塚山を中心とする標高1,000m級の山々に囲まれ、地域は急峻で平地に乏しく、総面積187.56k㎡のわずか1%にも満たない農耕地が山腹、谷間に点在している。

また、傾斜地が多いことなどの立地特性から、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源のかん養等の多面的機能の低下が特に懸念されている。

このため、諸塚村では耕作放棄の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産体制を是正する必要がある。

2. 目標

1の現状を踏まえ、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業により、農業・農村の持つ国土保全や景観等の多面的機能を支える地域の共同活動を支援し、法第3条第3項第2号に掲げる事業により、中山間地域等の条件不利地域と平地の生産費等の格差を支援する。さらに、法第3条第3項第3号に掲げる事業によって、環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援することにより、農業・農村の多面的機能の発揮の促進を図る。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	諸塚村全域	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施
を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1 農業者団体等への指導・助言

農業者団体等による各種の取組の効果的な促進を図るため、地域毎の多様な特質を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や営農の状況、取組の実態等に応じたきめ細かい指導・助言等を行うものとする。

2 関係者間における連携の確保

3 2号事業に取り組む場合の留意事項
別紙参照

(※ 中山間地域等直接支払事業を行う場合の記載例)

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内及び地域計画の区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在し全てが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(特定農山村法等の指定地域を記入)

旧〇〇村、旧〇〇町 (〇〇法)

旧〇〇村、旧〇〇町 (知事特認地域)

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ロ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 市町村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(国のガイドラインに基づき指定する場合)

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合（棚田地域振興法のみ該当する地域は除く。）

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑（草地含む。）10%以上）

- (ii) 土壌条件が著しく悪い場合
- (iii) その他

(国のガイドラインを参考に市町村が独自に基準を定める場合(例))

- (a) 1/50以上、10度以上の傾斜農用地を対象(棚田地域振興法のみ該当する地域を除く。)
 - (b) 町村長の独自の基準(急傾斜の田に混在している場合の緩傾斜の畑等)
 - (c) 緩傾斜農用地を全て対象(棚田地域振興法のみ該当する地域を除く。)
- b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地(棚田地域振興法のみ該当する地域は除く。)
- 急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑(草地含む。)15%以上の農地
- (d) 宮崎県知事が地域の実態に応じて指定する地域

2 集落協定の共通事項

(1) 構成員の役割分担

集落協定を締結する集落は、集落の実情に応じた協定の対象となる農用地(以下「協定農用地」という。)及び水路・農道等についての管理の方法及び管理体制を定める。

ア 農用地等の管理方法

協定農用地については、農業者自ら、集落内外の担い手若しくは〇〇農業公社等が貸借、受託等により管理する等、集落協定参加者が協定に基づき管理する。

また、水路・農道等については、集落、水利組合、土地改良区等が草刈り、泥上げ等を行う。

イ 集落協定の管理体制

集落協定の管理体制については、集落の構成員の役割分担を明確にすることが必要であり、代表者、書記担当、会計担当、共同機械担当、土地改良施設担当、法面点検担当等を置き、責任の明確化を図ることとする。

また、水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等、集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となる者を集落協定で指名する。

(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項

ア 集落協定において、農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動について、具体的に取り組む事項を記載する。

なお、多面的機能を増進する活動については、一つ以上の取組を選択して行うこととする。

イ 集落協定及び個別協定は、令和8年度以降に締結することも可能とする。

(3) 集落マスタープラン

ア 集落協定の将来像の明確化

集落の実情を踏まえ、集落協定の参加者の総意の下に、当該協定が目指す農業生産活動等の体制整備に向けた10～15年後の目標を明確に記載することとする。

イ 具体的活動計画

アにより定めた目標を実現するための、協定認定年度から5年間の具体的な活動計画を記載することとする。

(4) 農業生産活動等の体制整備を図るための取組として活動すべき事項

(1) 中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の3の(2)のアの単価（以下「通常単価」という。）を交付する協定にあっては必須事項であり、(3)「集落マスタープラン」の内容と整合性があり、協定農用地において農用地等保全体制の整備に加え、「ネットワーク化活動計画」を作成することをいう。

注1 協定構成員の事務負担の軽減のため、必要に応じて、事務の委託の促進を図るものとする。

注2 集落協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から、交付金額のおおむね1/2以上が集落の共同取組活動に使用されることが望ましい。

3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、〇〇町の〇〇農業振興方針に定められた者など地域の実情に合わせて市町村長が認定する者とする。

4 その他必要な事項

上記のほか市町村が、地域の実情に応じて、集落協定に盛り込むべき事項があると判断する場合には、当該事項を記載する。

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換、自己施行の対象工種等必要な事項について、記述するものとする。

(参考様式第6号)

番 号
年 月 日

宮崎県知事 殿

〇〇市町村長

〇〇市町村農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画の変更について（協議）

このことについて、〇〇市町村農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画を変更したいので、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第6条第4項の規定に基づき、下記関係書類を添えて協議する。

記

- 1 〇〇市町村農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画案
- 2 促進計画区域図

(参考様式第7号)

番 号
年 月 日

〇〇市町村長 殿

宮崎県知事

〇〇市町村農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画の変更について（同意）

〇〇市町村農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画の変更について（協議）
（年月日 番号）をもって協議のあった〇〇市町村農業の有する多面的機能の発揮の促進
に関する計画案について、同意する。

(参考様式第8号)

番 号
年 月 日

宮崎県知事 殿

〇〇市町村長

〇〇市町村農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画の変更について（送付）

このことについて、〇〇市町村農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画を変更したので、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）〔第6条第5項の規定に基づき、下記関係書類を添えて通知する。

記

〇〇市町村農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画